個人情報ファイルの名称	還付システム	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	税務課 収納係	
個人情報ファイルの利用目的	還付・充当処理のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 宛名番号、4 世帯番号、5 生年月日、6 電話番号、7 性別、8 税目、9 調定年度、10 賦課年度、11 通知書番号、12 口座情報、13 期、14 過誤納額(調定額、督促手数料、延滞金)、15 加算金、16 充当額(調定額、督促手数料、延滞金、加算金)17 還付額(調定額、督促手数料、延滞金、加算金)、18 過誤納残	
記録範囲	納税義務者(過誤納対象者)	
記録情報の収集方法	住民基本台帳データ、収納消込データ、口座データ	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び	(名 称) 八幡平市長	
所在地	(所在地) 岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規 定による特別の手続等		
個 1 棒扣 2 2 2 0 年間	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルの種別	令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間		
備考		

個人情報ファイルの名称	軽自動車税課税台帳	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	税務課 市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税(種別割)の賦課業務のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 車両情報、5 所有者情報、6 使用者情報、7 減免に関する情報、8 税額、9 軽自動車税の収納情報	
記録範囲	軽自動車等を所有若しくは使用し、定置場を市内に指定している者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳データ、本人、代理人、同世帯の親族、相続人、軽自動車検査協会、東北運輸支局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含む	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び	(名 称) 八幡平市長	
所在地	(所在地) 八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規 定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨	ァイル □有 ■無 募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間		
備 考		

個人情報ファイルの名称	個人市民税・県民税及び森林環境税課税台帳	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	税務課 市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	個人市民税・県民税及び森林環境税の賦課業務のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 続柄、6 住民年月日、7 消除日、8 所得に関する情報、9 控除に関する情報、10 勤務先等に関する情報、11 税額、12 個人市民税・県民税及び森林環境税の収納情報	
記録範囲	市民税・県民税申告書又は確定申告書を提出した者、給与支払 報告書、年金支払報告書、法定調書で支払を受ける者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳データ、本人、家族、代理人、税務署、給与等支 払事業者、年金支払事業者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含む	
記録情報の経常的提供先	税務署、他自治体、年金事務所等	
開示請求等を受理する組織の名称及び	(名 称)八幡平市長	
所在地	(所在地)八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規 定による特別の手続等	_	
 個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 □法第 60 条第 2 項第 2 号 (電算処理ファイル)	
INDICATION OF THE CONTRACT	令第21条第7項に該当するフ ァイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	_	
備考		

四八月報ノナイル得(<u>年</u> 宗)			
個人情報ファイルの名称	固定資産税課税台帳		
行政機関等の名称	八幡平市長		
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	税務課資産税係		
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税賦課業務のため		
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、6 続柄、7 世帯番号、8 宛名番号、9 住民区分、10 固定資産所在地番、11 固定資産所有状況、12 家屋評価状況、13 土地家屋登記情報、14 評価額、15 税額、16 納税状況、17 相続代表人・納税管理人情報		
記録範囲	八幡平市内の固定資産所有者		
記録情報の収集方法	住民基本台帳データ、官公庁(注	生務局等)、本人届出 生務局等)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先		_	
開示請求等を受理する組織の名称及び	(名 称) 八幡平市長		
所在地	(所在地) 八幡平市野駄第 21 地割 170 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規 定による特別の手続等		_	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
	令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨	募集しない		
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地			
行政機関等匿名加工情報の概要			
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	_		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	_		
備考			

個人情報ファイルの名称	口座管理システム	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	税務課 収納係	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の口座振替・振込を管理するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 宛名番号、4 世帯番号、5 電話番号、6 住登外区分、7 世帯員、8 税目、9 異動事由、10 金融機関コード、11 金融機関、12 店舗、13 種別、14 口座番号、15 通帳記号、16 口座名義人、17 開始年月、18 終了年月、19前納、20 受付日、21 処理日、22 メモ	
記録範囲	市税等の納付、還付・振込に係る口座情報を登録したもの	
記録情報の収集方法	住民基本台帳データ、本人等から提出された依頼書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	指定金融機関及び収納代理金融機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び	(名 称)八幡平市長	
所在地	(所在地) 岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規 定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨	アイル ■有 □無 募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税課税台帳	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	税務課市民税係	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険加入者に対し、国民健康保険税の賦課決定を行う。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 続柄、6 世帯構成、7 資格情報、8 所得情報、9 税額、10 軽減区分、11 徴収方法、12 口座情報、13 電話番号	
記録範囲	国民健康保険被保険者及び世帯主	
記録情報の収集方法	住民基本台帳データ、本人届出、他市町村へ照会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び	(名 称) 八幡平市長	
所在地	(所在地)岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規 定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) □法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル) 令第 21 条第 7 項に該当するフ	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集	ァイル □有 ■ 無 募集しない	
をする個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	_	
つ組織の名称及び別任地 行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	_	
備考		

四八月秋ノノイル得(年 赤)			
個人情報ファイルの名称	市税等電話納付案内業務対象者リスト		
行政機関等の名称	八幡平市長		
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	税務課 収納係		
個人情報ファイルの利用目的	市税等の未納対象者への納付案内		
記録項目	1 世帯番号、2 宛名番号、3 氏名、4 生年月日、5 住所、6 電話番号、7 性別、8 調定年度、9 賦課年度、10 税目、11 通知書番号、12 期別、13 税額、14 納付額、15 未納額、16 納期限、17 督促発送日、18 領収日等、19 備考		
記録範囲	納税(納付)義務者		
記録情報の収集方法	住民基本台帳データ、収納消込データ、滞納データ		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	株式会社NTTネクシア		
開示請求等を受理する組織の名称及び	(名 称) 八幡平市長		
所在地	(所在地)岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規 定による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 □法第 60 条第 2 項第 2 号 (電算処理ファイル) □ は第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)		
四八 青 軒以 ノ ナイ / レック1里が	令第21条第7項に該当するフ ァイル □有 ■無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨	募集しない		
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	_		
行政機関等匿名加工情報の概要	_		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	_		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	_		
備考			

個人情報ファイルの名称	収納支援システム	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	税務課 収納係	
個人情報ファイルの利用目的	市税の収納管理のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 電話番号、6 宛名番号、7 世帯番号、8 世帯員・関連者、9 税目、10 年度、11 通知書番号、12 調定額、13 納付額、14 未納額、15 未納経過、16 過誤納額、17 督促手数料・延滞金、18 不納欠損額、19 分納、20 領収日、21 督促発布日、22 時効日、23 催告発布日、24 還付充当日、25 納付区分、26 最終領収日、27 備考	
記録範囲	納税(納付)義務者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳データ、納税(納付)義務者、収納消込データ	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び	(名 称) 八幡平市長	
所在地	(所在地) 岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規 定による特別の手続等		
(用)	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルの種別	令第21条第7項に該当するファイル ■有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	_	
備考		

個人情報ファイルの名称	滞納管理システム	
行政機関等の名称	八幡平市長	
個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	税務課 収納係	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の滞納整理のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 電話番号、6 宛名番号、7 世帯番号、8 世帯員・関連者、9 税目、10 年度、11 通知書番号、12 調定額、13 納付額、14 納期未到来額、15 滞納額、16 過誤納額、17 督促手数料・延滞金額、18 不納欠損額、19 分納情報、20 領収日、21 督促発布日、22 時効日、23 催告発布日、24 還付充当日、25 納付区分、26 最終領収日、27 交渉記録、28 猶予状況、29 納付履歴、30 調査結果	
記録範囲	納税(納付)義務者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳データ、本人から聴取、国税徴収法第 141 条に基 づく調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称)八幡平市長 (所在地)岩手県八幡平市野駄第 21 地割 170 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規 定による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 令第 21 条第 7 項に該当するファイル ■有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集 をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	_	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	_	
備 考		